

# 大分県報

平成三十年  
第二九七〇号  
三月三十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

大分県医療計画の変更	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧	一
保安林の指定の解除	二
建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の一部改正	二
公募型プロポーザル競技の実施	二
公共測量の終了（二件）	四
都市計画図書の縦覧	四
公営住宅等の管理代行	四

### 〇告 示

#### 大分県告示第二〇三十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、大分県医療計画を変更したので、第三十条の四第十六項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、変更後の大分県医療計画は、大分県福祉保健部医療政策課、各保健所（部）、大分県情報センター（県庁舎本館一階）及び各地区情報コーナー（東部振興局、南部振興局、豊肥振興局、西部振興局、北部振興局、豊後高田土木事務所、別府土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、玖珠土木事務所及び中津土木事務所）に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

#### 大分県告示第二〇三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

一 変更申請のあつた年月日

平成三十年三月十二日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 さんきゅう

三 代表者の氏名

手嶋健夫

四 主たる事務所の所在地

別府市

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や身体障害、知的障害又は精神障害をもつ方々に対して、必要な身体介護、生活援助、移動支援、相談支援並びに予防的対応及び危険回避等の支援を進める事業を行うとともに、支援者の育成研修を実施することにより、高齢者や障がい者の方が安心して暮らせる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

事業の変更

公告の方法の変更

#### 大分県告示第二〇三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、玖珠郡玖珠町大字太田百三番地の春田潤一郎ほか十一名からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村地域防災減災事業 (ため池整備)	重(下)池地区	平三〇・三・三〇から 平三〇・四・一九まで	玖珠町役場

大分県告示第二百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 解除に係る保安林の所在場所

杵築市大字守江字浜一一六八番二・一一六八番五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百三十七号

建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者(平成二十年大分県告示第八百五号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

第一号中「卒業」の下に「(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学の前期課程にあつては修了)」を加え、第一号の表(イ)欄中「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校」を「学校教育法による大学又は高等専門学校」に改め、第一号の注中「(昭和三十一年文部省令二十八号)」の下に「又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令三十三号)」を、「(昭和五十年文部省令第二十一

号)」の下に「又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)」を加える。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○公 告

次のとおり公募型プロポーザル競技を実施するので公告する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 公募型プロポーザル競技に付する事項

1 本提案に係る委託業務名 別府港上屋等再編に係る基本設計業務

2 対象施設 別府港石垣地区

3 委託業務期間 平成三十年五月三十日から平成三十一年三月二十八日まで

二 目的

本業務は、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」(平成二十九年三月策定)及び「別府港にぎわい施設等整備構想」(平成三十年二月策定)に基づき、別府港石垣地区第一埠頭、第二埠頭及び第三埠頭を再編し、フェリー上屋、駐車場、ウォーターフロントエリア及びにぎわい施設並びにこれらに付随する施設を整備するに当たり、その基本設計を行うもの。

三 事業者選定の概要

1 主催者及び事務局

(一) 主催者 大分県

(二) 事務局 大分県企画振興部観光・地域局交通政策課広域交通班

住所 千八七〇―八五〇一 大分県大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七―五〇六―二二五七

ファックス 〇九七―五〇六―一七三一

ホームページ <http://www.pref.ota.jp/soshiki/10850/>

電子メールアドレス [a10850@pref.ota.lg.jp](mailto:a10850@pref.ota.lg.jp)

2 別府港上屋等再編に係る基本設計業務事業者選定委員会

本事業者の選定は、選定委員により構成される別府港上屋等再編に係る基本設計業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

### 3 選定方式

本事業者選定は、公募型プロポーザル競技で行う。

審査では、提案書等を基に、一次審査で書類審査を行い、二次審査でプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定する。なお、審査の概略は、五で交付する別府港上屋等再編に係る基本設計業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおりである。

### 四 応募資格

1 応募資格を有する者は、公告日現在において、次に掲げる(一)から(八)までの要件全てに該当する者とする。ただし、共同企業体の場合は全ての構成員が(一)から(六)まで及び(八)の要件全てに該当し、かつ、少なくとも一構成員が(七)の要件に該当すること。

- (一) 単体又は二者以上の共同企業体により参加する者であること。
- (二) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- (三) 大分県知事から入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- (四) 公告日以前三箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (五) 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (六) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(七) 本県が発注する建設工事に関する建設コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ていること。

(八) 平成二十年度から平成二十九年度までに、国又は地方公共団体から元請けとして、フェリーターミナル、港内緑地整備に関する設計業務を受注し、完了した実績があること。

### 五 審査に係る手続等

1 実施要領及び参加表明書等の様式の交付

- (一) 交付期間 平成三十年三月三十日（金曜日）九時から平成三十年四月二十四日（火曜日）十七時まで
- (二) 交付方法 大分県庁ホームページからダウンロードすること。  
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/10850/kihonsekkei.html>

### 2 参加表明書等

- (一) 提出期限 平成三十年四月二十四日（火曜日）十七時（事務局必着）
- (二) 提出方法 持参又は宅配便等受取が確認できる方法
- (三) 受付番号 参加表明書等を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知する。

### 3 提案書等

- (一) 提出期限 平成三十年五月十四日（月曜日）十七時（事務局必着）
- (二) 提出方法 持参又は宅配便等受取が確認できる方法

### 4 一次審査（書類審査）

- 開催時期 平成三十年五月十七日（木曜日）
- 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

- (一) 開催時期 平成三十年五月二十四日（木曜日）  
（各提案者の予定時刻については、別途連絡する。）
- (二) 開催場所 大分県庁

### 6 審査及び結果の通知

提案書、プレゼンテーション等により適否審査を行い、最優秀者及び次点者を選定し、その結果を平成三十年五月二十五日（金曜日）に各提案者へ文書で通知する。

### 7 契約の締結

大分市大手町三丁目一番一号

(一) 二次審査で選定された最優秀者を業務委託の契約候補者とし、契約締結交渉を行う。

(二) 提案書等の提出者が一者となった場合は、二次審査の結果、一定以上の評価であれば、契約候補者とする。

(三) 最優秀者が本事業者選定以後に別途選定委員会が定める失格事項に該当すると認められた場合、本県と最優秀者による本業務委託契約締結交渉が不調となった場合、又は、都合により最優秀者が辞退した場合は、次点者を契約候補者として契約交渉を行う。

六 その他

- (一) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本円
- (二) 詳細は実施要領による。

Summary

- (1) The name of contract matter

Basic design work related to restructuring of Beppu Port ferry terminal etc.  
-The details are described in the manual of this tender.

- (2) Time Limit for participation statement

5:00 PM on 24 April, 2018

- (3) Extensive Area Transportation Section

Transportation Policy Division

Tourism and Regional Bureau

Oita Prefectural Government Office

3-1-1, Ohte-machi, Oita city 870-8501 Japan

TEL 097-506-2157

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

一 作業の種類

公共測量（基準点設置）

二 作業の地域

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県宇佐市安心院町松本地内  
三 作業の終了日  
平成二十九年十月十三日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点設置及び水準点設置）

二 作業の地域

大分県宇佐市安心院町大見尾地内

三 作業の終了日

平成三十年一月二十三日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

日田都市計画用途地域（日田市決定）

日田都市計画高度地区（日田市決定）

日田都市計画公園 七・五・二号 大原公園（日田市決定）

四・三・三号 亀山公園（日田市決定）

七・三・五号 陣ヶ原公園（日田市決定）

日田都市計画下水道 日田公共下水道（日田市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分県住宅供給公社理事長諏訪義治から、杵築市営住宅及び共同施設の管理の代行について、次のとおり登載依頼があった。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第一項の規定により、次のとおり市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十年三月三十日

大分県住宅供給公社理事長 諏 訪 義 治

一 杵築市に代わって市営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
大分県住宅供給公社

二 杵築市に代わって管理を行う市営住宅等の名称

杵築市営住宅条例（平成十七年杵築市条例第七十号）別表（松葉台住宅は除く。）に規定する市営住宅

三 杵築市に代わって行う市営住宅等の管理の内容

1 杵築市営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第四条	入居者公募の方法に関する事務
第五条	公募の例外に関する事務
第八条	入居の申込み及び決定に関する事務
第九条	入居者の選考に関する事務
第十条	入居補欠者に関する事務
第十一条	入居の手續に関する事務
第十二条	同居の承認に関する事務
第十三条	同居の承継に関する事務
第二十一条	修繕費用の負担に関する事務
第二十七条	住宅の用途変更の制限に関する事務
第二十八条	住宅の増築等の制限に関する事務
第三十二条	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第三十四条	住宅のあっせん等に関する事務
第三十五条第一項	期間通算に関する事務
第三十六条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第四十一条	住宅の検査に関する事務
第四十二条第一項、第五項及び第六項	住宅の明渡請求に関する事務

第五十条  
市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務

第五十一条  
立入検査に関する事務

2 家賃の収納に関する事務

3 市営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務

4 杵築市に代わって市営住宅等の管理を行う期間  
平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

平成三十年三月三十日

大分県報（雑報）